



News Release

2020年4月8日
日本製鉄株式会社

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言を受けた対応について

日本製鉄株式会社（以下、日本製鉄）は、4月7日に政府が発令した新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言を踏まえ、指定都府県内の事業拠点において、以下の対応を実施いたします。

1. 対象事業拠点（【 】は所在地）

本社【東京都】

支社・支店：大阪支社【大阪府】、九州支店【福岡県】

製鉄所：東日本製鉄所／君津地区（東京鋼管部含む）【千葉県・東京都】

関西製鉄所／和歌山地区（堺）、製鋼所地区【大阪府】、尼崎地区【兵庫県】

瀬戸内製鉄所／広畑地区【兵庫県】

阪神地区（堺・大阪・神崎）【大阪府・兵庫県】

九州製鉄所／八幡地区【福岡県】

研究所：REセンター（富津）【千葉県】、尼崎研究開発センター【兵庫県】、
上記製鉄所内 各技術研究部

2. 対応方針・内容

(1) 従業員の出勤については事業活動継続に必要な最小限に限定し、テレワーク可能な従業員については、原則、在宅勤務とします。出勤する従業員については混雑時間帯の出退勤を避けるなど、感染予防対策を徹底します。（本社従業員は3月下旬より実施）

また、製鉄所の生産についても、最大限の感染防止対策を講じたうえで、最小限の従業員にて行っています。

(2) 会社での面着での会議は禁止とし、必要に応じてWeb会議等のICTツールにて対応します。（本社従業員は3月下旬より実施）

(3) 国内外への出張は、原則禁止とします。（全社で継続中）

日本製鉄は、政府・自治体の方針や行動計画等に基づき、今後もお客さまや従業員等の安全を最優先に感染拡大防止に努めるとともに、適切な事業継続を図ってまいります。

お客さまを始めとする関係者の皆さまにおかれまして、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

お問い合わせ先：総務部広報センター 03-6867-2135, 2146, 2977, 3419

以上